

新潟弁護士会主催講演会 2023年5月25日

「ジェンダー平等を実現するために」

個人の尊重と家族の変容

—フランスとの比較から学ぶ

東北大学名誉教授・弁護士(東京弁護士会)

ジェンダー法政策研究所共同代表

元内閣府男女共同参画会議員

辻村みよ子

©Miyoko Tsujimura

I フランスにおけるジェンダー平等政策の展開

(1) フランス革命期の人権と女性の権利

フランス革命期の家族論(ナポレオン法典)

→日本の旧民法(近代家父長制)

(2) 1970年代からの家族法改革

(3) 1999年パクス(PACs)法

(◎) 1999年憲法改正と2000年パリテ(男女同数)法

(4) 生殖補助医療とhomo-parentalité

(5) 2013年同性婚法

(6) 2021年8月 生命倫理法改正

(7) 2022年3月 氏の選択法

→日本の比較—夫婦別姓訴訟、同性婚訴訟

(1) フランス革命期の人権 ——近代的人権の限界

1789年宣言：人権保障のために国家が存在

形式的平等、白人・ブルジョア・男性の権利

⇒ 中間団体の排除、公私二元論、国家対個人の関係における人権保障、私的領域における女性の無権利

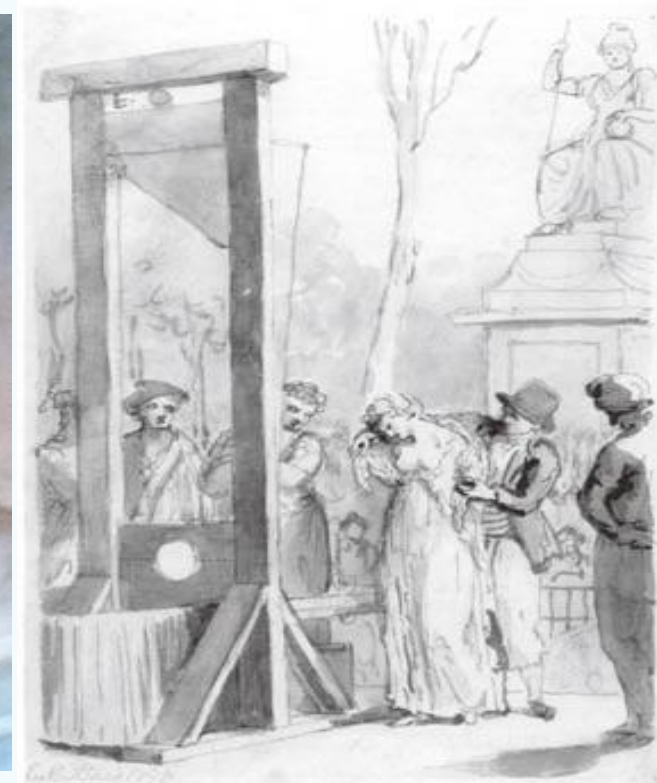
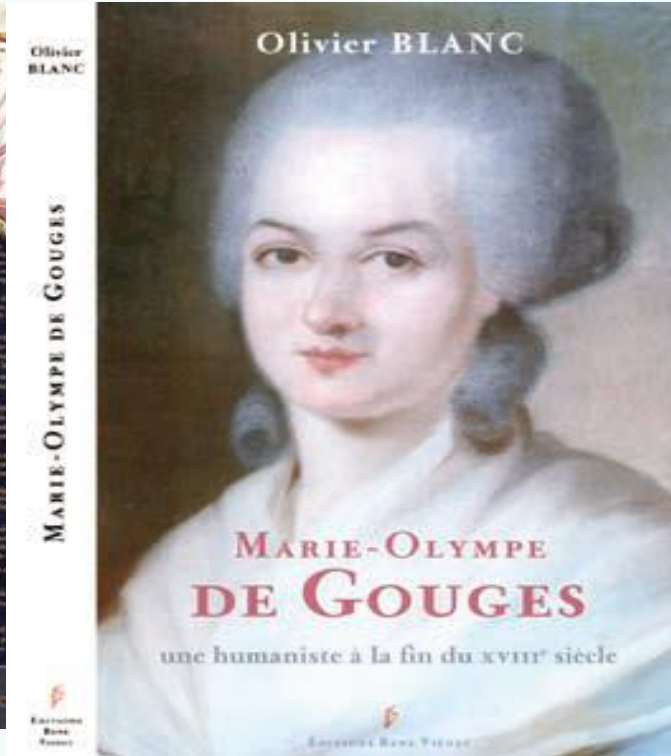
⇒ オランブ・ドゥ・グージュ 「女性と女性市民の権利宣言」

(1791) 「(表現の自由は)女性の最も貴重な権利である。それは、子と父の関係を確保するからである」

「女性は処刑台に上る権利をもつ。同時に演壇に上る権利をもたなければならない」

「財産は、婚姻していると否とにかかわらず、両性に属する」

オランプ・ドゥ・グージュの権利宣言



「どのベッドから生まれようとも、子どもに財産が帰属する」「差別なく、子は父母の名前を維持する権利をもつ」

「男女の社会契約の形式」(1791)

オランプ・ドゥ・グージュ広場 Place Olympe-de-Gouges (2003年9月18日、パリ3区Quartier des Enfants-Rougesの Rue de Turenne, Rue Charlot, Rue de Franche-Comté, Rue Béranger の交差点に設立)




グージュ広場

2004年3月にパリ3区にグージュ広場が設定された。その記念行事が同月6日に開催された。写真右は、伝記の著者オリヴィエ・ブラン氏と辻村みよ子。(撮影は、ジャーナリストは梶本玲子氏)



フランス革命期の家族論

- ▶ オランブ・ドゥ・グージュの家族論
「男女の社会契約の形式」

- ▶ 1791年9月3日憲法  婚姻の世俗化
- ▶ 1792年9月22日法 婚姻の世俗化、離婚承認 → 廃止
- ▶ 1804 ナポレオン民法典(妻の無能力) → 王政復古
- ▶ 1940-45年 ヴィシー政府(家族の血族的団結)
- ▶ 1946年憲法 前文 社会権保障、母子保護

(2) 1970代以降の家族法改革 ← 第二波フェミニズムの影響

- ▶ 1970年6月4日親権に関する法律(父権の廃止、父母の親権行使承認)
- ▶ 1972年1月3日親子関係に関する法律(嫡出子と自然死の区別の廃止)
- ▶ 1975年1月17日 人工妊娠中絶法(ヴェイユ法)
- ▶ 1975年7月11日 離婚に関する法律(相互同意離婚・破綻離婚・有責離婚)
- ▶ 1985年12月23日夫婦財産制に関する法律(夫婦平等の権利行使)
- ▶ 1987年7月22日 親権行使に関する法律(父母親権行使の事実婚への拡大)
- ▶ 1993年1月8日 共同親権等に関する法律(共同親権の一般原則化等)
- ▶ 1993年憲法院判決「正常な家族生活の権利」、1994年生命倫理三法
- 1999年6月15日 パックスと同棲に関する法律
- ▶ 2001年12月3日 相続法の現代化に関する法律(姦生子の差別廃止)
- ▶ 2002年3月4日 親権に関する法律(父母の権利・義務明確化、交互居住等)
- ▶ 2004年5月26日 離婚に関する法律(手続の簡素化・合意の重視)

(3) パクス (PaCS 民事連帯契約) の成立

1999年6月15日法 Pacte civil de solidarité, 憲法院合憲判決

同性カップルの契約容認 (≠婚姻、相続権・年金受給権なし)

(租税、社会保障、滞在許可等で婚姻に準じる扱いを受ける)

(4) 生殖補助医療・「子を持つ権利」

→ 同性の親による親権・育児権 Homo-parentalité

(5) 同性婚法 2013年5月17日法

オランダ大統領の公約、民法改正 Mariage pour tous

(6) 2021年8月 生命倫理法改正 → 生殖補助医療拡大

(7) 2022年3月 氏の変更を容易にする法律

フランスのカップル

3つの選択肢: ×2異性・同性 (法律婚、パクス、事実婚)

- ▶ フランスの国立調査機関
Insee「結婚・PACSのカップルの数推移」
- ▶ <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381498>
- ▶ <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/82677> | FRaU (ismedia.jp)
- ▶ 青色 法律婚 Marriage 異性婚 52%
- ▶ 黄色 法律婚 Marriage 同性婚 1%
- ▶ 灰色 パクス PACS 異性間 47%
- ▶ 桃色 パクス PACS 同性間 2%
- ▶ (2019年度)
- ▶ フランスの国立調査機関 Ined「同棲カップル、非同棲の数」
- ▶ https://www.ined.fr/fr/tout-savoir-population/chiffres/france/couples-menages-familles/couples-menages_familles/



フランスにおける「氏の選択」問題

原則：生まれた時の氏を維持

婚姻時：夫の氏、妻の氏、結合氏のいずれも可

2005年法

第1子出産時：子の氏（家族の氏）の決定

父の氏、母の氏、結合氏のいずれも可

⇒ 家族の氏のほかに、通称 (nom d'usage) も可

実際は、子の氏として父の氏を選択する慣行（85%）

⇒ マクロン政権下で「氏の変更を容易にする「氏を選択」法」
制定（2022.3.2）⇒ 2022.7.1施行、18歳以降、裁判等によらず届出によって変更可、氏についての自己決定権・人格権を重視

Ⅱ フランスにおけるパリティ政策の展開

1946年憲法 男女普通選挙導入(1944年) 100年の遅れ

1958年憲法 人権規定なし、第3条で男女普通選挙制明記

1970年代には、ヨーロッパで女性議員比率 ほぼ最下位の状況

1975年2.7%、1985年7.1%、1995年6.4%

①70年代—80年代の取り組み ←第2波フェミニズムの展開

ジゼル・アリミ(社会党議員・弁護士)の提案 1982年法案

地方議会議員選挙25%クォータ制導入

→憲法院1982年違憲判決、理由は主権・市民権の

普遍性「普遍主義」 ⇒1999年憲法改正、

2000年パリティ法制定

②クォータ制違憲判決(1982年)と憲法改正(1999年)(2008年)

- ▶ 違憲理由: 市民資格の普遍性、主権の不可分性
⇒ フランス憲法3条・4条改正
- ▶ 「公職への男女平等なアクセスの促進」
- ▶ パリテ(parité)法の制定(2000年)
- ▶ 著しい成果(市町村議会女性議員率 23%→47%)
- ▶ 2008年改正による憲法1条2項への移動(国の基本原理)経済・社会領域への拡大

③ パリテ法の仕組み

[理念]

2000年 公職における女男平等参画促進法 (通称パリテ[男女同数]法)

「普遍主義 universalisme」 vs. 「差異主義 différencialisme」: フェミニズムの分断?

バダンテール vs. アガサンスキ

抽象的国民主権 vs. 具体的国民主権(男性・女性市民からなる人民の主権)

本質論的差異主義(女性の特性論に依拠) vs. 文化的差異主義(文化的・社会的性差を重視)

公法学界での議論: 「矯正的差異主義」(différencialisme correcteur) (O.Bui-Xuan)

「抽象的普遍主義から具体的普遍主義へ」(ドミニク・ルソー)

「男性中心の普遍主義から、性の視点を取り入れた普遍主義へ」

[組織] パリテ監視委員会 → 女男高等評議会 (HCEfh) … 女性団体 EllesAussi など

フランスの選挙制度とパリテ政策

(参照、内閣府報告書【村上執筆】、IPU、斎藤笑美子「パリテ通信」、ジェンダー法政策研究所HP GELEPOC ジェンダー法政策研究所 - パリテ通信2)

選挙制度	議会	パリテ政策・女性比率(2021年現在)	法改正、執行部他法的拘束
比例代表制(拘束名簿式)	国会(上院=元老院)【6年】 3人以上選出の選挙区	女男交互 35.1%(上院全体,世界20位)	2000年法、2003年法 任期9年→6年、半数改正
比例代表制(拘束名簿式) (全国統一名簿)	欧州議会 【5年】	女男交互 49.4% (39/79)	2003年法、2018年法改正
比例代表制(拘束名簿式) 2回投票制	地域圏議会 【6年】	女男交互** 48.6%	**2000年法では6人中3人が女性
比例代表制(拘束名簿式) 2回投票制	市町村議会(人口1000人*以上)+都市共同体議会	女男交互** 42.4%	**2000年法では6人中3人が女性 *2013年法で1000人以上に改正
多数代表(非拘束名簿式) 2回投票制	市町村議会(人口1000人*以下)+都市共同体議会	なし 37.6%	*2013年法で1000人以下に改正
多数代表連記2回投票制 【間接選挙】	国会(上院=元老院)【6年】 2人以下選出の選挙区	なし 35.1% (上院全体)	
小選挙区単記2回投票制	国会(下院=国民議会)【5年】	政党助成金減額 39.5% (世界31位)	2000年法 減額率50%→75%→ 2014年8月4日 減額率150%
多数代表ペア方式	県議会 【6年】	選挙区ごとに男女2名候補者ペア投票 50.0%	2013年法 50%達成、議長:拘束なし、副議長:男女同数、常任委員会

[法改正] 2013年法改正・2014年法改正

1) 県議会選挙: 男女ペア投票制(2013年法)

これまでの1人区を2人区に改め、男女ペアでの立候補を義務づけ。名簿記載 (サンドニ県内の県議会選挙、投票用紙2015) は姓のアルファベット順とする。

→ 当選者が任期中に辞職した場合もパリテは維持
(補充候補者は候補者本人と同姓でなければならない)

* 選挙区は2分の1に減少
人口較差20%以内を基準として選挙区改定。

* 県執行部にもパリテ原則を適用
(選挙後、女性議長は8人に増加)。

2) 国民議会選挙(小選挙区制)の候補者同数制

男女の候補者比率が2%を超える政党
に政党助成金の減額。

減額率の改訂

2000年法制定当時 較差の50%

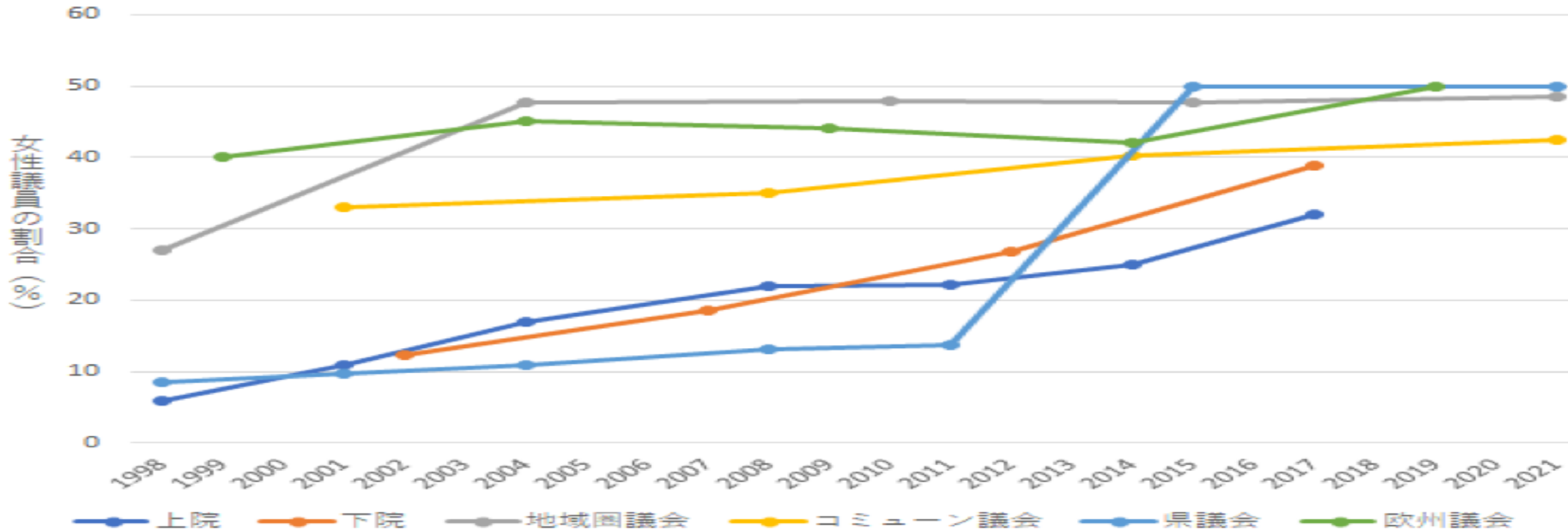
⇒ **2014年法** 150%に。



内閣府男女共同参画局「諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書
2019」91頁(村上引用)国立国会図書館蔵、

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2019/09.pdf

女性議員割合の推移



(齊藤笑美子作成、GELEPOCジェンダー法政策所、パリテ通信2より引用)

下院女性議員比率25.8%(2017年1月現在, 193カ国中63位)

⇒39.5%(2021年1月1日現在, 193カ国中27位)

GGI 57位(2012年) ⇒ 12位(2018年) ⇒ 15位(2020年)

マクロン政権下閣僚50%以上

Ⅲ 日本における家族とジェンダー平等の展開

(1) 明治憲法下の家族法制

1868 明治維新、1870年代 自由民権運動

1889(明22) 大日本帝国憲法 家族規定なし

1890(明23) ボアソナード民法←ナポレオン法典の影響

1898(明31) 明治民法「家制度」確立、妻の無能力

(2) 1946(昭21)年11月 日本国憲法制定公布

1947(昭22)年12月 民法親族・相続法改正公布,
家制度廃止, 家督相続廃止

(2) 憲法制定過程:

マッカーサー草案23条、ベアテ・シロタ草案

「家族(family)は、人類社会の基礎であり、その伝統は、よきにつけ悪しきにつけ、国全体に浸透する。…婚姻と家族とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことを、ここに定める。

…配偶者の選択、財産権、相続、本拠の選択、離婚並びに婚姻および家族に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである」

* 1993年5月[憲法学者との会合]

* 1995年5月『1945年のクリスマス』

(柏書房)出版～2012年12月30日逝去

2013年『世界』4月号、辻村＝古関対談「ベアテさんを偲んで」



* 2004年3月21日パリ日本文化会館「シロタ家の20世紀」記念講演会

帝国議会での議論

家族の社会化

家制度の擁護

日本国憲法(1946年公布、
1947年施行)

13条前段 「すべて国民は
個人として尊重される」(個
人の尊重・個人主義原理)

幸福追求の権利

24条2項 「個人の尊厳と
両性の本質的平等」⇒人間

としての個人の尊厳と自己
決定権

家族の個人化—
個人尊重主義的家族観

民法(親族・相続編)改正
1947年7月国会提出、
12月成立、48年1月施行
家制度・戸主の廃止、家
督相続の廃止と均分相続
の確立

⇒憲法24条 「柔軟性」と「先取り性」

日本国憲法(1946年公布、1947年施行)

13条前段 幸福追求の権利

「すべて国民は個人として尊重される」
(個人の尊重・個人主義原理)

24条2項

「個人の尊厳と両性の本質的平等」

⇒比較憲法的にも重要(ベアテ・シロタ草案の意義)

⇒人間の尊厳と自己決定権

憲法13条・14条・24条の関係

13条 個人の尊重、
婚姻の自由、幸福
追求権（自己決定
権・家族形成権）
同性婚？

14条
法の下での平等原則
性差別の禁止

24条1項 婚姻の自由、夫婦の同権
2項 個人の尊厳←13条
両性の本質的平等（立法の指針）←14条
法律婚主義＋個人の幸福？

(3) 現状：結婚・家族の現状—多様化「もはや昭和ではない」

男女共同参画白書令和4年版、2022年6月14日閣議決定

特集「人生100年における結婚と家族」

「ひとり親世帯・単独世帯の増加等、家族の姿が変化しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等が、依然として戦後の高度成長期、昭和時代のままとなっている」

平均寿命 女性87.71歳、男性81.56歳、
(死亡年齢最頻値は女性93歳、男性88歳)「まさに人生100年時代」
「もはや昭和ではない」

- ・サラリーマンの夫と専業主婦の妻と子供、3世代同居は減少
単身世帯が増加 ⇒ 家族が多様化

近年(2015~2019年)は、婚姻件数は約60万件、離婚件数は、約20万件と、離婚件数は婚姻件数の約3分の1で推移。コロナ下の2020年以降は、婚姻件数は2020年52.6万件、2021年51.4万件(速報値)と、戦後最少。

○ 30歳時点の未婚割合は、2020年時点で、女性は40.5%、男性は50.4%。

○ 50歳時点で配偶者のいない人の割合は、2020年時点で男性約3割。

○

「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向。

○ 1980年から2020年にかけて、20歳以上の女性の単独世帯は3.1、男性の単独世帯は2.6倍に増加。

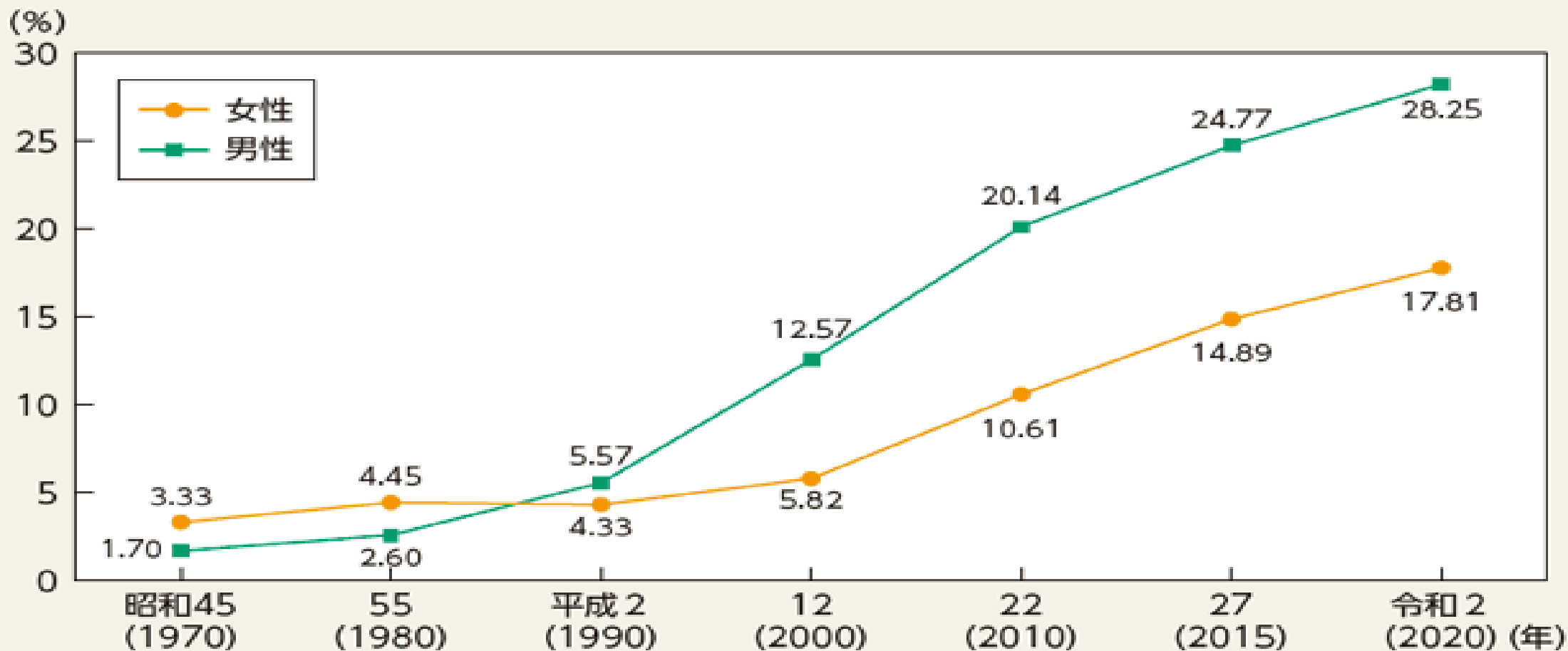
○ 就業している単独世帯では、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は53.3%、男性は31.9%。女性の場合は200~299万円に分布が集中。

①生涯未婚率の推移

計算式 生涯未婚率 = (「45～49歳の未婚者数」÷(「45～49歳総数」
-「45～49歳配偶関係不詳数」) + 「50～54歳の未婚者数」
÷(「50～54歳総数」-「50～54歳配偶関係不詳数」)) ÷ 2

男性は、3～4人に一人
女性は、6～7人に一人

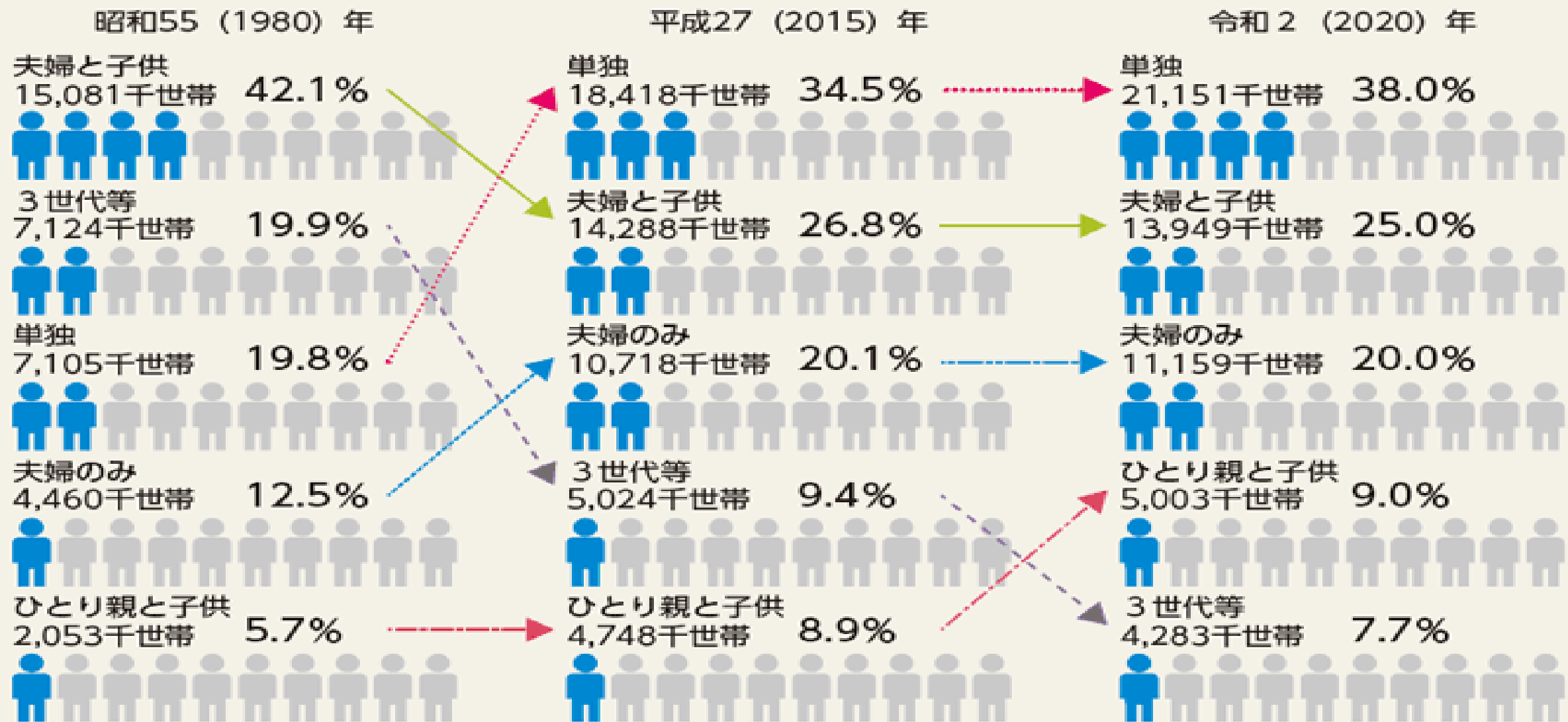
特-4図 50歳時の未婚割合



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2022)」より作成。

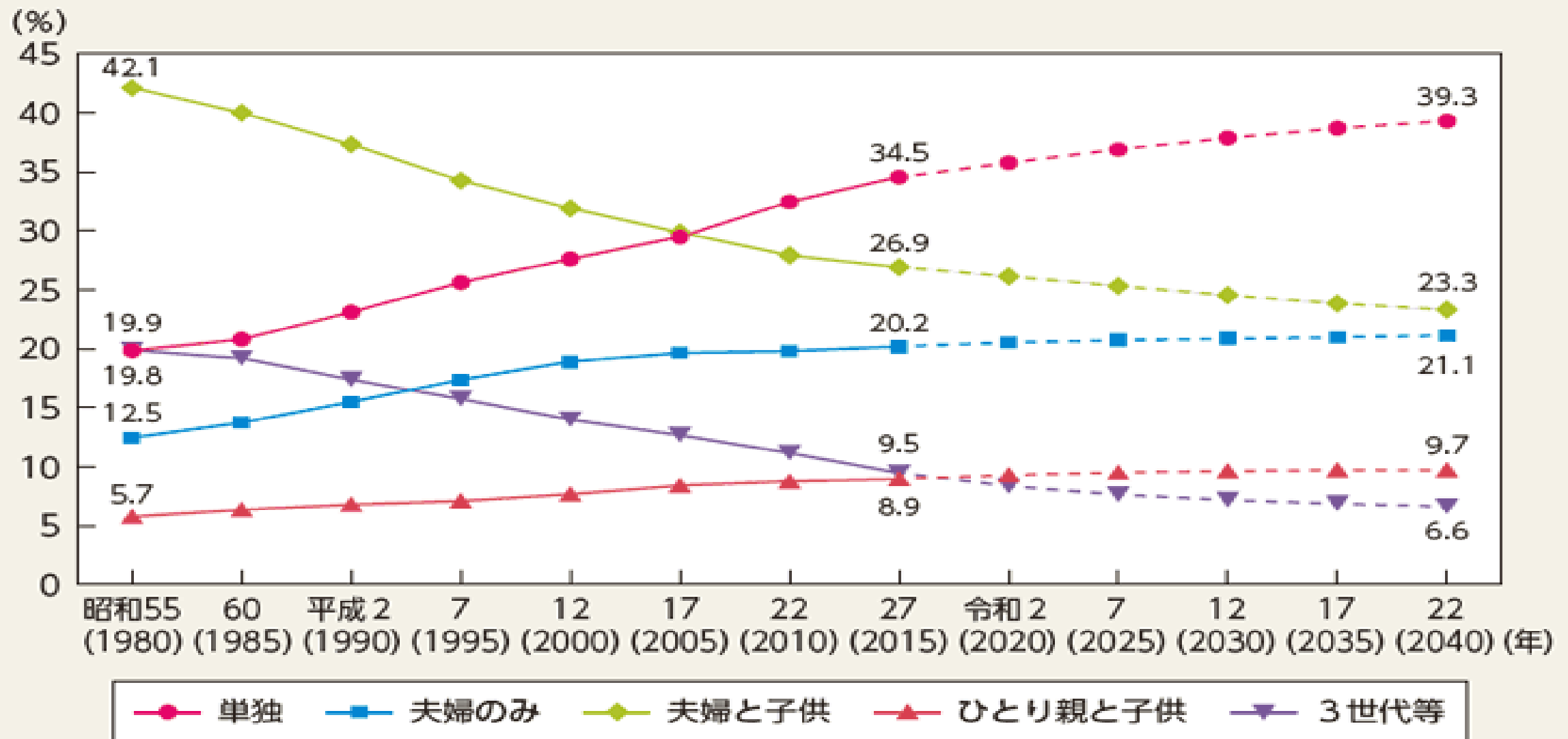
2. 「50歳時の未婚割合」とは、45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。

特-5図 家族の姿の変化



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

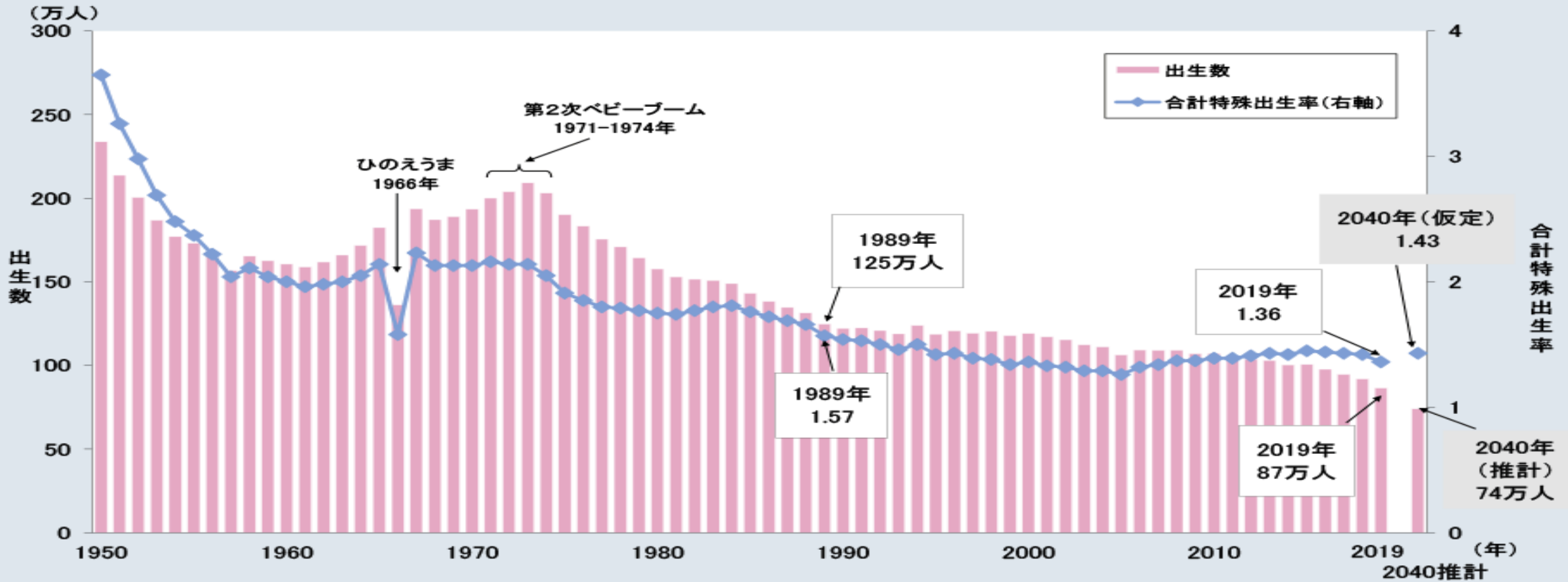
特-6図 世帯の家族類型別構成割合の推移



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計)」(2018 (平成30) 年推計) より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。「3世代等」は、親族のみの世帯のうち核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。
 4. 平成27 (2015) 年は家族類型不詳を案分した世帯数を基に割合を計算している。令和2 (2020) 年以降は推計値。

②出生数と合計特殊出生率の推移 (少子化社会対策白書令和2年版)

図表 1-1-7 出生数、合計特殊出生率の推移



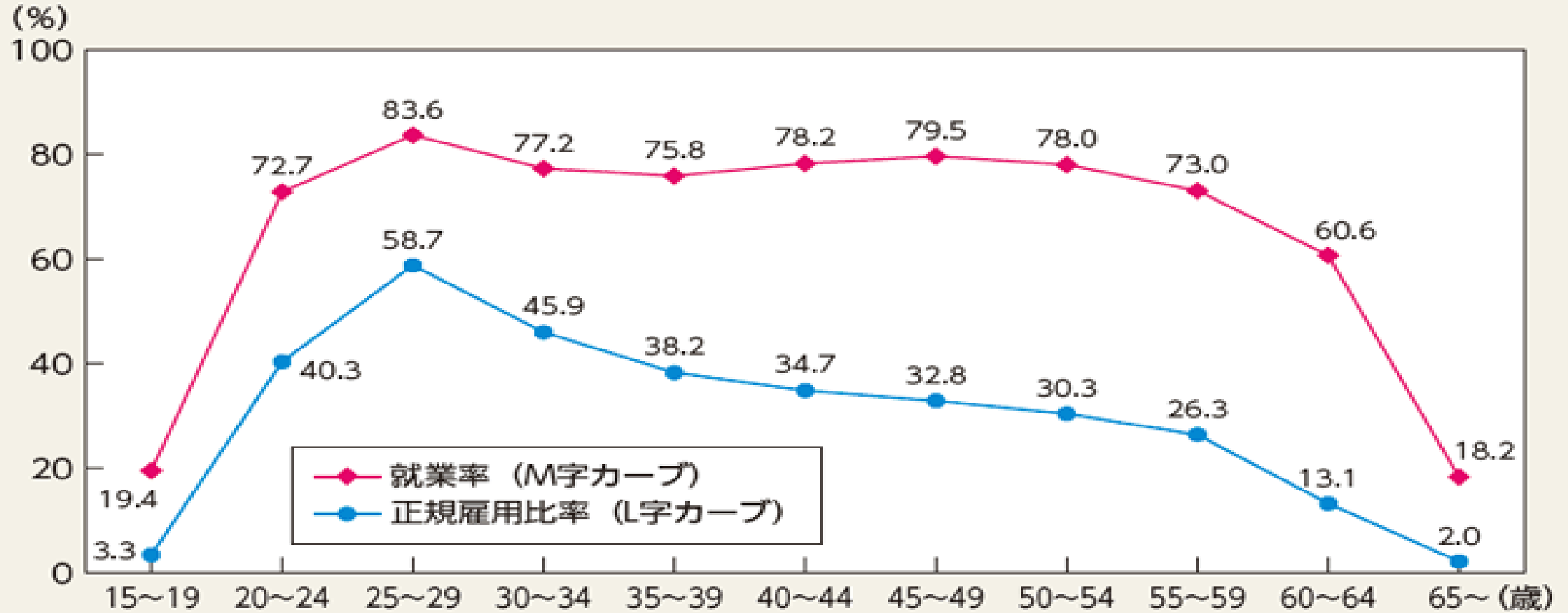
資料：2019年までは厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」（2019年は概数）、2040年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計値。

L字カーブ（非正規雇用比率）

男女共同参画白書（令和4年版）

2-10図 女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（令和3（2021）年）

○女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）は25～29歳の58.7%をピークに低下。

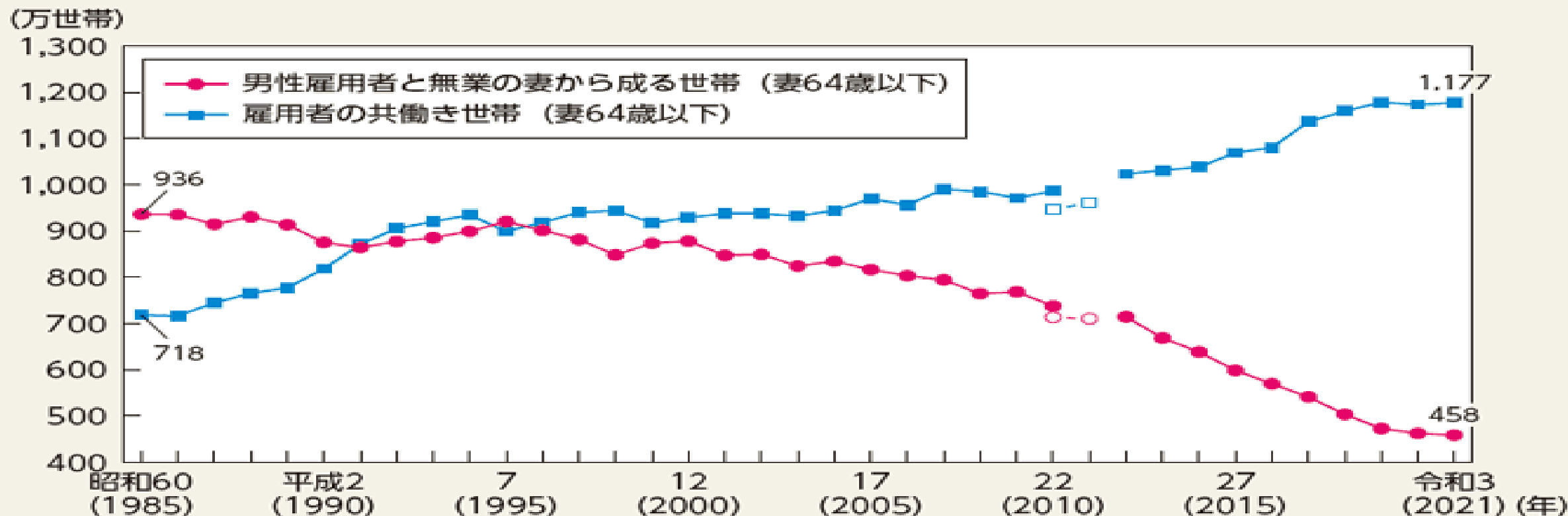


- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 就業率は、「就業者」／「15歳以上人口」×100。
3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」／「15歳以上人口」×100。

家庭生活 共働き世帯の増加

(男女共同参画白書令和4年版)

特-7図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移 (妻が64歳以下の世帯)



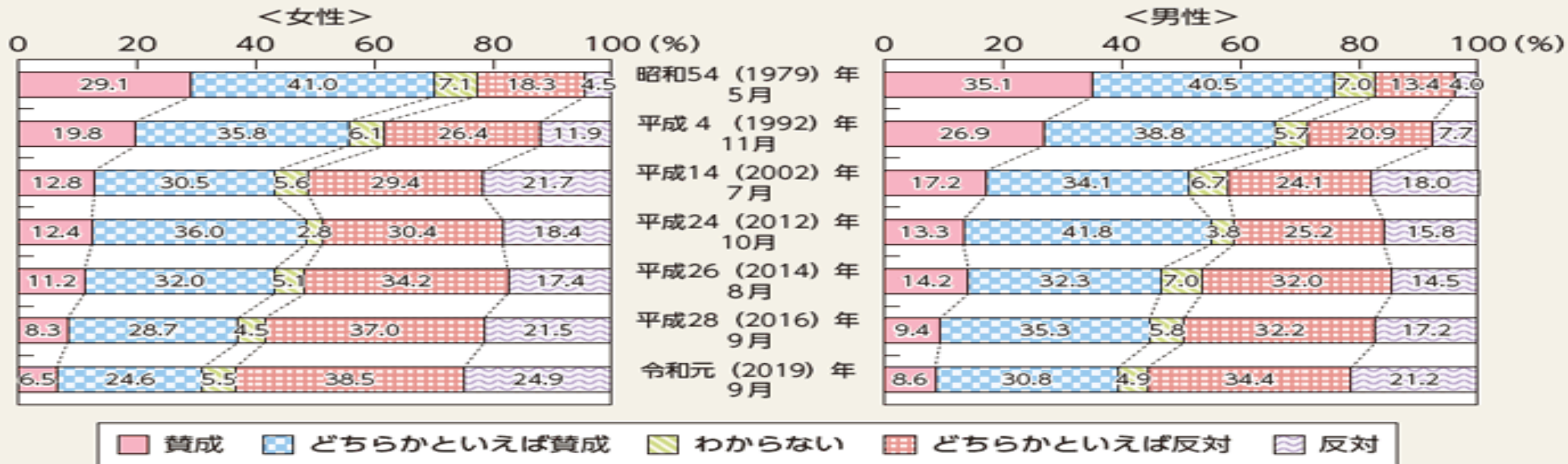
- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。

性別役割分担意識の変化

(男女共同参画白書令和4年)

2-16図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化

- 性別役割分担意識に反対する者の割合は、男女ともに上昇傾向にある。
- 平成28(2016)年の調査から、反対する者の割合が賛成する者の割合を上回っている。



- (備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54(1979)年)及び「男女平等に関する世論調査」(平成4(1992)年)、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14(2002)年、24(2012)年、28(2016)年、令和元(2019)年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26(2014)年)より作成。
2. 平成26(2014)年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28(2016)年及び令和元(2019)年の調査は、18歳以上の者が対象。

日本のジェンダー平等(男女共同参画)の現状

意思決定過程、政治・経済過程における
男女共同参画の遅れ



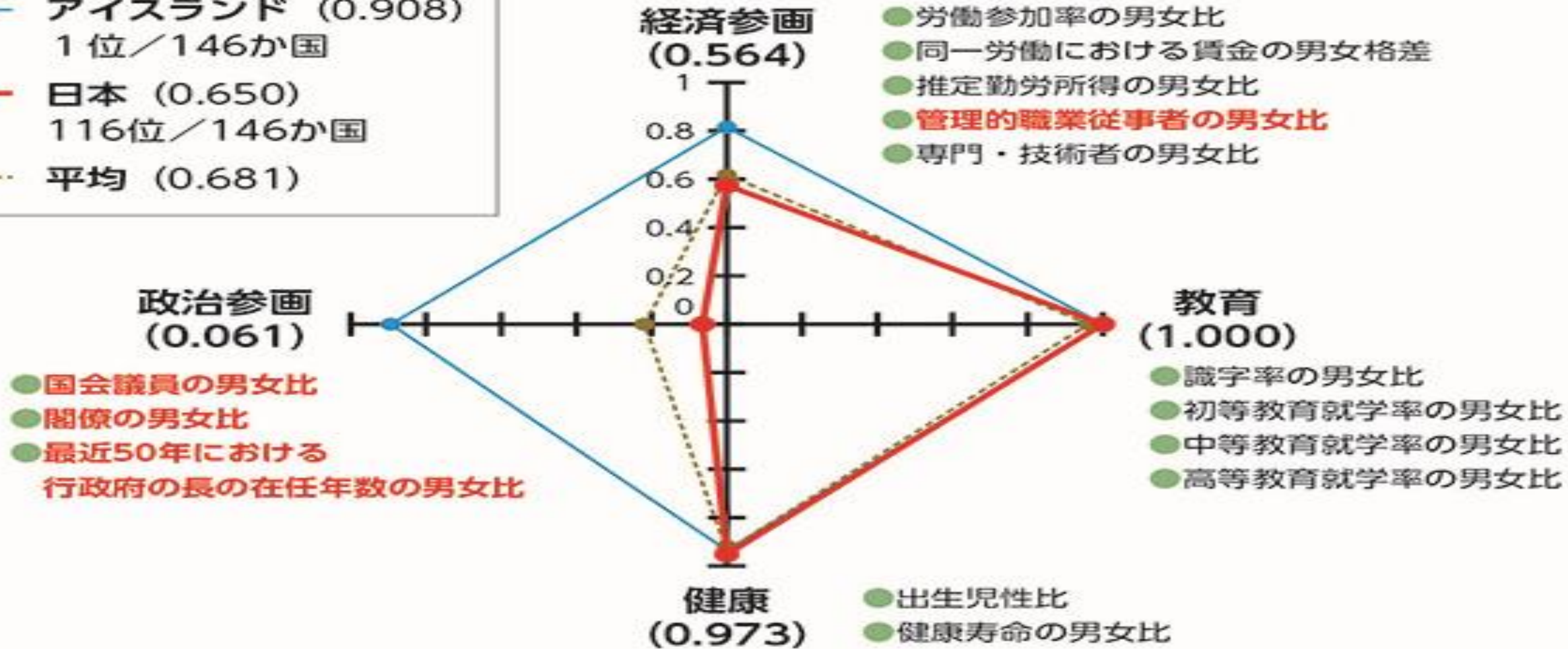
*** 社会全体の性別役割分業構造
(企業の慣行、働き方等)**

*** 性別役割分担意識
(家族の変容、少子化との関係)**

⇒ 制度の見直し・改革、政治体制の変革へ

IV 日本の現状, ジェンダーギャップ指数(世界経済フォーラム)

● アイスランド (0.908)
 1位 / 146か国
● 日本 (0.650)
 116位 / 146か国
● 平均 (0.681)



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2022)」より作成

2. スコアが低い項目は赤字で記載

3. 分野別の順位: 経済(121位)、教育(1位)、健康(62位)、政治(139位)

〔政治分野〕 世界の女性国会議員比率

(193カ国調査：2022年10月1日現在のIPU調査より、190カ国中)

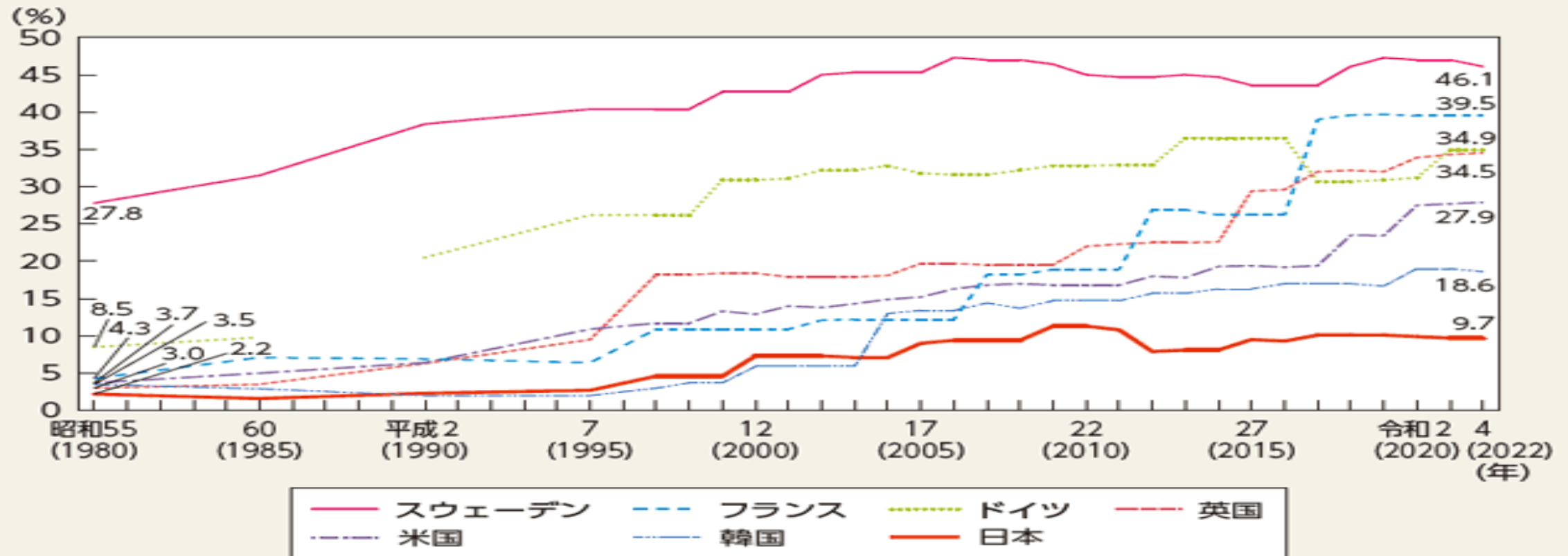
下院	国名	地域名	下院
1	ルワンダ	アフリカ	61.3
2	キューバ	中米	53.4
3	ニカラグア	中米	51.7
4	メキシコ	中米	50.0
5	アラブ首長国連邦	中東	50.0
6	ニュージーランド	太平洋	49.2
7	アイスランド	欧州	47.6
8	コスタリカ	中米	47.4
9	アンドラ	欧州	46.4
10	南アフリカ	アフリカ	46.2
	ボリビア	中米	46.5

下院順位	国名	地域名	下院
37	フランス	欧州	37.3
44	ドイツ	欧州	34.9
45	イギリス	欧州	34.6
70	アメリカ	北米	28.4
125	韓国	アジア	18.6
143	インド	アジア	14.9
165	日本	アジア	9.9

世界の女性国会議員比率：経年変化

1-3図 諸外国の国会議員に占める女性の割合の推移

- 諸外国の国会議員に占める女性の割合は、この30年で大幅に上昇。
- 日本の国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.7%であり、国際的に見ても非常に低い水準となっている。



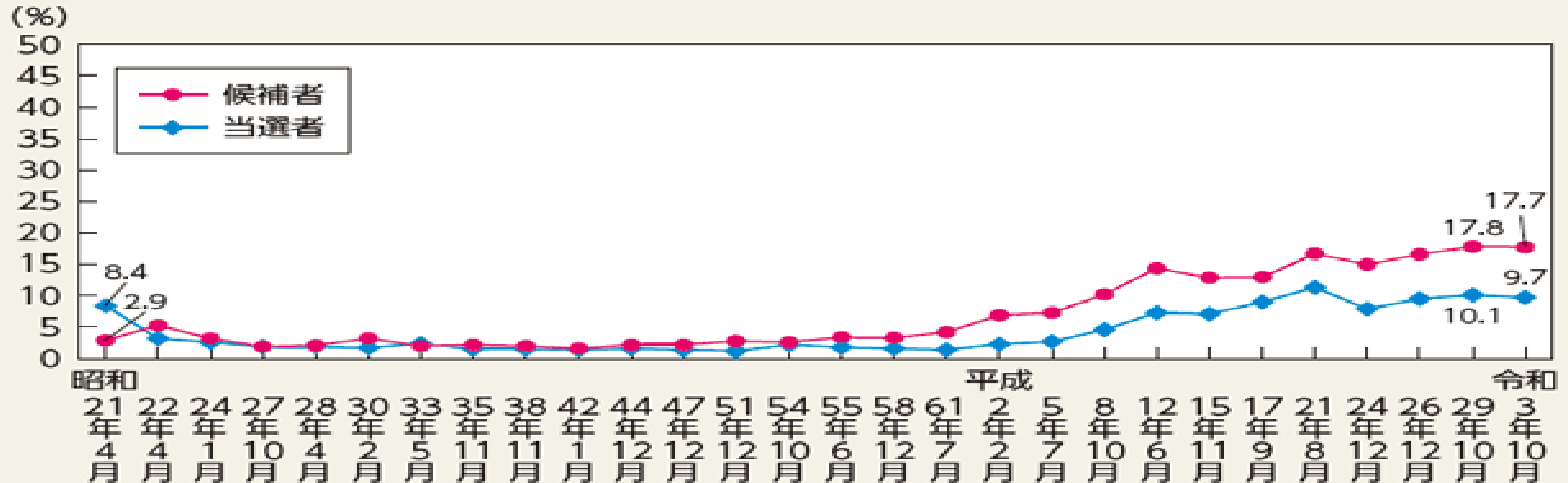
- (備考) 1. IPU資料 (Monthly ranking of women in national parliaments) より作成。調査対象国は令和4 (2022) 年3月現在189か国。昭和55 (1980) 年から平成7 (1995) 年までは5年ごと、平成9 (1997) 年以降は毎年の数字。各年12月現在 (平成10 (1998) 年は8月現在、令和4 (2022) 年は3月現在)。
2. 下院又は一院制議会における女性議員割合 (日本は衆議院における女性議員割合)。
3. ドイツは昭和60 (1985) 年までは、西ドイツの数字。

日本の女性議員率(衆議院)の推移

(男女共同参画白書令和4年版)

1-1図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

- 衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和3(2021)年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は17.7%、当選者に占める女性の割合は9.7%となり、平成29(2017)年10月執行の総選挙の結果を下回った。



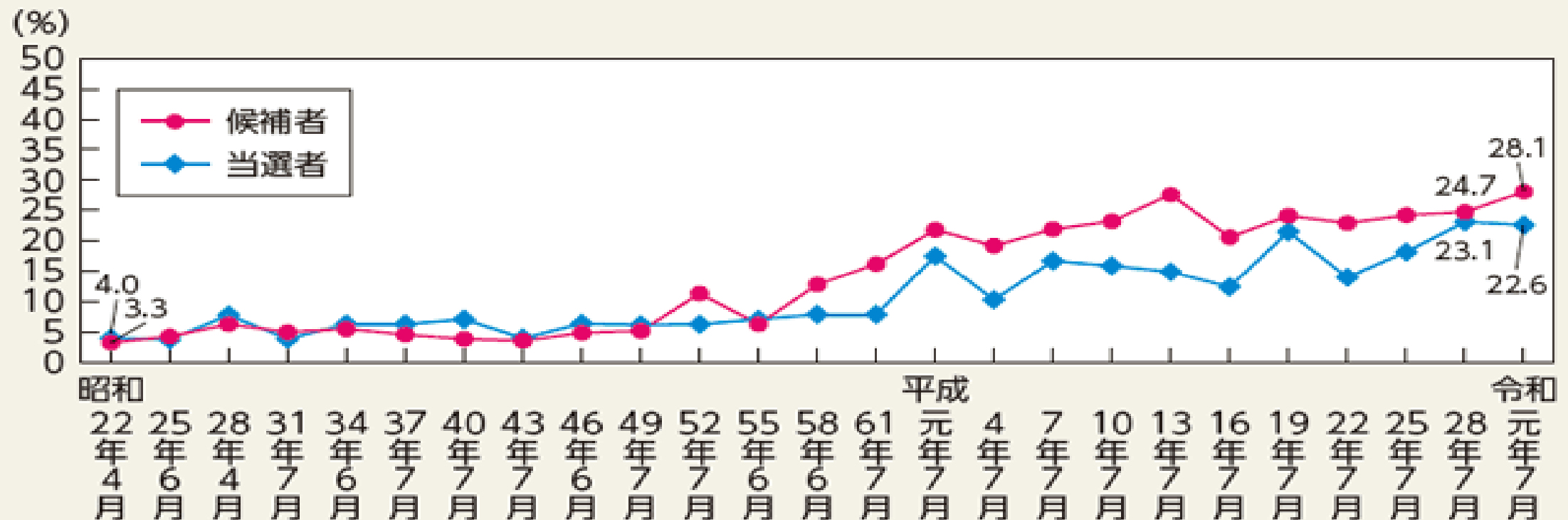
(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

参議院の女性議員比率推移(男女共同参画白書令和4年版)

1-2図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

- 参議院議員通常選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和元（2019）年7月執行の通常選挙では、候補者に占める女性の割合は28.1%、当選者に占める女性の割合は22.6%。

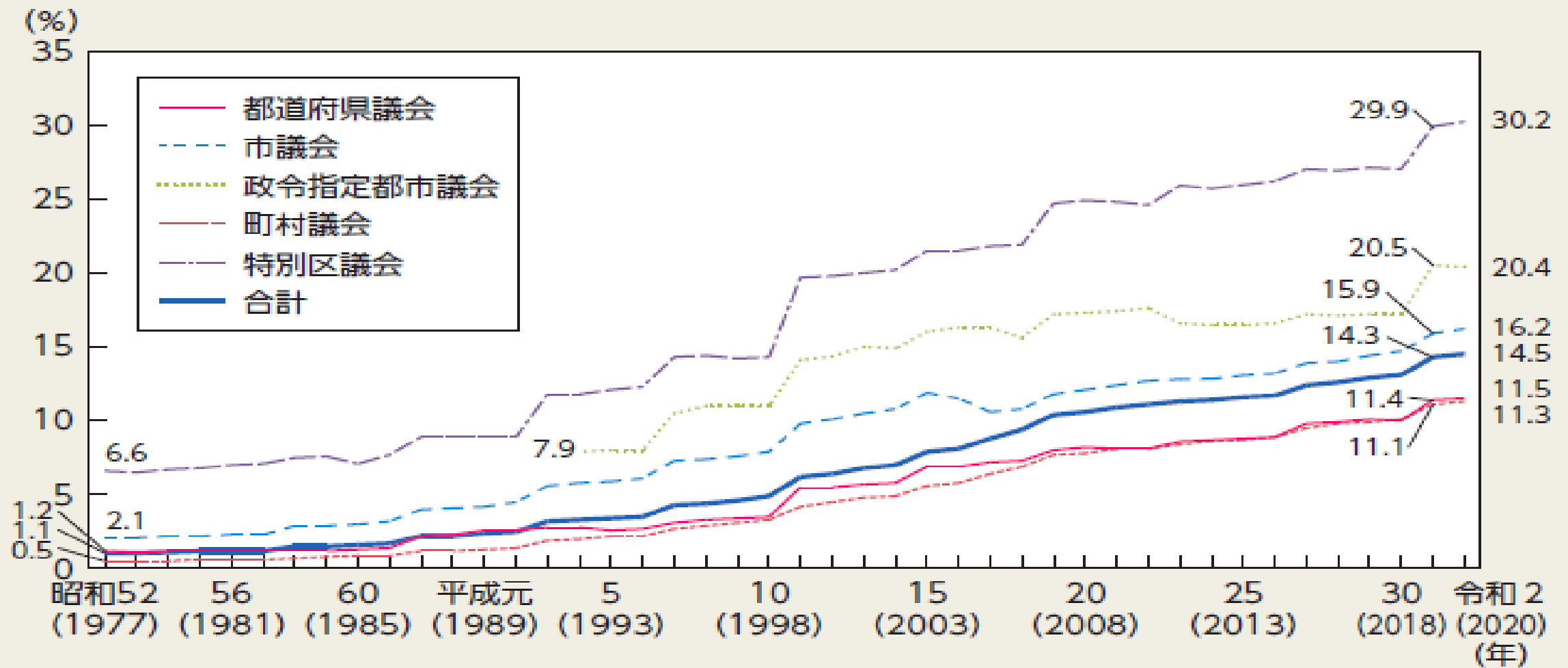


(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、

地方議会女性比率の推移 (男女共同参画白書令和3年版)

I-1-6 図 地方議会における女性議員の割合の推移



- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。
 2. 各年12月末現在。
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

V 日本の課題——個人の尊重とパリテのために

▶ ① 家族の問題は人権問題

・個人の尊重/尊厳+平等と自己決定権の問題

⇒憲法13条、14条、24条の再確認

13条：氏の変更を強制されない権利

14条：民法750条と間接差別/実質的平等

・② 家族の問題は、政治問題／憲法・立法政策問題

⇒男女共同参画、同性婚・生殖補助医療との接続

c f. フランスの展開

☆ パリテ政策の必要性

政治分野・民主主義・市民主権の必要性

今後の課題としての総合的研究・国民的議論の必要

政治の重要性、選挙の争点にして議論すべき

選択的夫婦別姓制はなぜ実現できないのか

(1) 民法750条：夫婦同氏原則：判例 2015(平成27)年12月16日最高裁判決

① 「氏の変更を強制されない権利」は憲法上の権利として的人格権ではない⇒13条違反ではない

② 14条1項違反ではない

③ 24条に違反しない（立法府の裁量）

⇒国家賠償請求は棄却(14対1)

- ▶ 10対5の合憲判決
- ▶ 女性裁判官3名＋木内・山浦裁判官＝違憲
- ▶ 海外の動き：ドイツ、タイ、スイス等でも別姓制を導入
- ▶ ←呼称の機能、同氏制のメリット、通称使用による不利益の緩和

2021(令和3)年6月23日最高裁大法廷決定

第二次訴訟 特別抗告事件 抗告棄却決定文 49頁中 多数意見1頁、補足意見5頁、個別意見(違憲論)43頁 (88%)

- 1) 多数意見: 2015年判決以降の状況は判例変更にとる「事情変更」にはあたらないとして2015年判決を踏襲。
- 2) 三浦裁判官 意見(10.5頁) 夫婦別姓の選択肢を設けてないことが憲法24条違反。
- 3) 宮崎=宇賀反対意見((26.5頁) 24条1項 婚姻の自由の制約、同氏強制は違憲。24条2項 立法裁量を逸脱しており、違憲。女性差別撤廃条約16条1項G、「同一の権利」保障違反。⇒本件処分は違憲な処分。婚姻届の受理を命ずる審判となる
- 4) 草野反対意見 (6.5頁) 原決定破棄、抗告人らの婚姻届の受理を命ずるべき。
← 選択的夫婦別氏制を導入することによって向上する国民の福利と減少する国民の福利を比較衡量。24条違反。

▶ 辻村「憲法と姓——民法750条違憲論の諸相」浅倉=二宮責任編集『ジェンダー法研究第8号』(2021年12月、信山社刊)

第三次別姓訴訟にむけての課題

1) 理論的課題: ①憲法13条・14条・24条解釈

とくに14条論のありかた。「間接差別」該当性が
木村説(カップル間の)信条差別か

第2次訴訟最高裁決定(2021年6月23日)

⇒ * 上告理由の14条論の検討: * 憲法学からの理論的貢献の必要

②選択的別姓制についての比較衡量論、LRA基準

③国賠法違反の要件の見直し「違憲合法論」

④抗告訴訟の解決方法、救済の可否

2) 家族・婚姻制度のあり方——日本社会と家族の変容

人権論の観点⇒個人の尊重か、制度の維持か?

例外を認めないことが憲法違反(木内裁判官、第二次三浦裁判官)

3) 選択的夫婦別姓制についての意識変化

①朝日新聞社2015年11月7・8日調査

選択的夫婦別姓に「賛成」52%、「反対」34%

夫婦別姓を選べるようになると家族の結びつきが弱まるという意見に対して「そうは思わない」57%、「その通りだ」35%

②内閣府2014年12月調査

賛成 35.5% 反対 36.4%

女性 20代賛成53.3%・反対16.1%、30代賛成48.1%・反対16.1%

③早稲田大学棚村研究室、市民団体「**選択的夫婦別姓**・全国陳情アクション」等調査

2020年11月(60代以下7000人調査)

- ▶ 「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」 35・9%
- ▶ 「自分は夫婦別姓が選べるとよい。同」 34・7% 法改正(選択的別姓制)賛成派が7割
- ▶ 「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦も同姓であるべきだ」 14・4%のみ

▶ 2023年5月 共同通信 3000人調査

▶ 問13 選択的夫婦別姓制に 賛成77%、反対22%

▶ 20歳台 87%賛成 男性83, 女性90%

▶ 30歳台 88%賛成 男性82%、女性93%

▶ 40歳台 79%賛成 男性78%、女性81%

▶ 50歳台 77%賛成 男性73%、女性80%

▶ 60歳台 77%賛成 男性77%、女性78%

▶ 70歳以上 63%賛成 男性60%、67%

▶ (反対70歳以上36%、男性39%、女性33%)

▶ 問12 同性婚を認める方がいいか 賛成71%、反対26%

▶ 賛成は、30・40歳台男性と、20・30・40歳台女性が多い

▶ 反対は高年層が多い(60歳代以上35%)、男性70歳台43%)

(2) 同性婚訴訟——現代家族をめぐる新たな課題 mariage pour tous, LGBTの権利

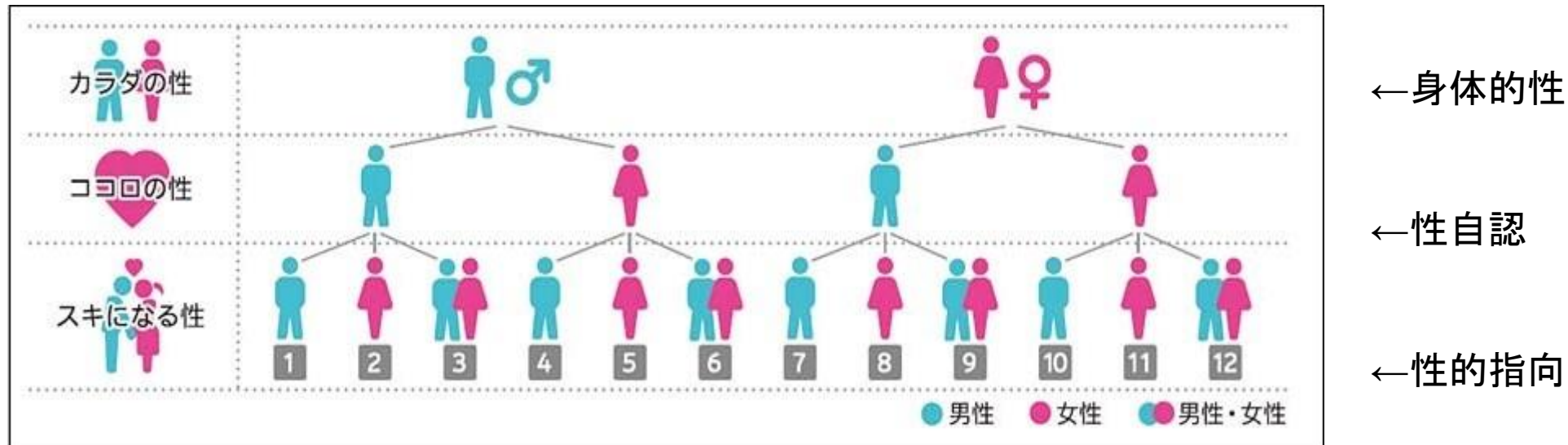
L: レズビアン、G:ゲイ、B: バイセクシュアル(両性愛者)

⇒性的指向(セクシュアル・オリエンテーション)

T: トランスジェンダー(性同一性障害)←WHOでは疾患と認めず

I : インターセックス(性分化疾患)

- 電通2015年調査でLGBTは7.6% (2012年調査では5.2%)



- 図: 電通ダイバーシティラボ制作「セクシュアリティマップ」より引用
- (従来、②と⑩のみが「正常」とされてきた)

同性婚を認める世界的潮流

1989年 デンマークで登録パートナーシップ制度開始

2000年オランダで同性婚容認

⇒2022年10月までに**世界32カ国・地域**で同性婚を容認

＜EMA日本のウェブサイト参照＞

(アジアでは、2019年5月台湾で施行、中国・日本は
パートナーシップ容認国)

* 同性愛者の人権

婚姻の自由、婚姻の利益の享受、
子ども（養子）を持つ権利

日本の現状

1) パートナーシップ制度導入

2015年から自治体が証明書発行⇒2022年10月までに

238自治体に増加

<みんなのパートナーシップCOM参照>

条例制定 (婚姻等の法的強制力なし)

⇒公正証書作成で法的効果担保、養子縁組

2) 同性婚法の憲法適合性

憲法24条・民法の「両性」「夫婦／夫・妻」の解釈

「同性婚は想定外」⇒同性婚を禁じているわけではない

2021年3月17日札幌地裁判決 憲法14条違反

3) LGBT理解増進法案 2021年5月自民党総務会反対⇒国会提出を断念

家庭、学校、地域、職場の差別・暴力激化の危惧？

日本の同性婚訴訟

1) 札幌地裁違憲判決(令和3年3月17日)「結婚の自由をすべての人に」訴訟 (marriage pour tous)

争点1 14条1項適合性 : 札幌地裁 立法府の裁量権の範囲を超えたものであり、区別とり扱いは合理的根拠を欠く差別取扱いに当たる。したがって、上記の限度で憲法14条1項に違反する。

争点2 憲法13条・24条適合性 : 札幌地裁 24条1・2項の文理解釈から、婚姻の自由は、異性婚について及ぶ⇒民法等が同性婚を認めてないことが、24条1・2項に反すると言えない。同性婚という制度を憲法13条の解釈のみによって直接導き出すことは困難(18頁)。したがって、同性婚を認めない規定が13条に反すると認めることはできない。

Cf. 学説: 24条「両性」等の文理解釈を拡大。⇒同性婚も禁止していない【許容説】
(但し要請説は少数?)

2) 大阪地裁2022(令和4年)6. 20合憲判決

* 憲法14条違反の点は慎重に検討すべき

* 14条1項の許容する立法裁量の範囲、24条も同じ⇒合憲

3) 東京地裁2022年11月30日違憲状態(24条2項)判決

争点	原告主張	札幌地裁	大阪地裁	東京地裁	最高裁2017(H15).12.16
①憲法13条	違憲	合憲	合憲	合憲	合 憲(人格的利益保障)
②24条1・2項	違憲	合憲	合憲	<u>違憲状態</u>	(合憲)制度優先思考
③14条1項	違憲	<u>違憲</u>	合憲	合憲	【合憲】形式的平等論
制度	現行婚姻 制度に含 める		別制度も 承認?	別制度	同性の事実婚も承認 2021. 3. 21(2小)

4) 理論的課題

婚姻の自由(目的についての論議)、憲法14条と13・24条、人格的アプローチ

関連文献

- ▶ 辻村みよ子・齊藤恵美子著
- ▶ 『ジェンダー平等を実現する法と政治——フランスのパリテ法から学ぶ 日本の課題』
- ▶ 花伝社(2023年)
- ▶ 1700円



ジェンダー法政策研究所編 <https://www.geleoc.org>

- ▶ 『選択的夫婦別姓制はなぜ実現しないのか ——日本のジェンダー平等と政治』 花伝社(2022年)
 - ▶ 辻村 みよ子、糠塚 康江、大山 礼子
 - ▶ 二宮周平
 - ▶ 青野慶久、井田奈穂、
 - ▶ 浅倉むつ子、石田絹子/西村かつみ、
 - ▶ 中北浩爾
-
- ▶ 定価: 1,870円(税込)

